

川崎市立小田小学校いじめ防止基本方針

1 令和8年度 学校経営計画

- ・教育関係法令
- ・小学校学習指導要領
- ・かわさき教育プラン
- ・学校評価の方法
- ・夢教育21推進事業

学校教育目標 考える力 感じる心 たくましい心と体

学校目標を支える3要素

- 1 個に応じ、生活の礎となる確固たる基礎基本の力を育てる
- 2 他との関わりの中から自分の考えを深めると共に、判断する力を育てる
- 3 「わかった」という喜びを感じ、進んで学ぶ力を育てる

学校経営方針

- 1 みんながわかる授業の創造
- 2 安全と安心の学校づくり
- 3 豊かな同僚性と学び合う教職員体制
- 4 保護者・地域との連携

めざす学校像

笑顔いっぱい

元気いっぱい

ほっと！な小田小

中期学校経営目標（5年目標） → 学校経営の4つの評価領域

① みんながわかる授業の創造	② 安全と安心の学校づくり	③ 豊かな同僚性と学び合う教職員体制	④ 保護者・地域との連携
○基礎基本の習得を図り、達成感や意欲を引き出す。 ○主体的な学びを導くために、教員の指導力向上を目指し、楽しくわかる学びへの授業改善を図る。	○児童一人一人の理解に努める。 ○命、心の教育の推進を通し、児童がより安心して楽しく通える学校をめざす。 ○児童の安全を考え、保護者が安心して任せられる学校づくりを推進する。	○お互いに学び合いながら学校教育目標の具現化に努め、教職員が主体的・創造的に学校運営に参画する。 ○お互いに切磋琢磨し、刺激を受けながら学び続ける教職員集団を築く。	○保護者・地域への積極的な情報発信を通して学校への理解と協力を求め、よりよい連携を図る。 ○地域のよき伝統を大切にしながら、地域に根差した教育を推進し、地域や家庭の教育力を生かし、豊かな教育活動を推進していく。

短期学校経営目標（今年度の重点目標）

○「考える力」を育てるために、確かな学力と主体的な学びの育成に努める。 ○わかる喜びを実感する授業の工夫と指導法の改善を図る。	○「感じる心」を育むために、児童理解を通した豊かな心と判断力の育成に努める。 ○主体的な活動により、自分に自信をもたせ、児童一人一人の自己肯定感を育成していく。	○たくましい心と体を育む学校行事と教育活動の推進に努める。 ○豊かな体験活動や学校行事等の工夫を図り、情報共有により同僚性を高め、強固でレジリエンスの高い教職員体制を構築していく。	○保護者・地域との連携を図り、小田小学校らしい教育の推進のため、地域に根差した学習の充実を図る。
--	---	---	--

重点に係る具体的な取組

・基礎基本の定着 ・指導と評価の一体化の推進 ・児童主体で活力のある授業の推進 ・国語科教育を中心に教育活動の工夫 ・学習で身につけた力を日常生活に生かす	・読書活動や音楽活動の推進 ・言語環境や教育的環境の整備 ・道徳教育を中心に善悪を判断する力の育成 ・人権尊重の意識の啓発 ・「あいさつ運動」の推進 ・「自分の身は自分で守る」ための判断力育成と防犯マニュアルの整備	・児童主体の集会活動や学校行事の運営 ・特別活動等を通じた自己実現できる力を培う場の充実 ・「なかよし活動」の充実による他者への思いやりの心の育成 ・健康、体力づくりの指導	・学校運営協議会及び学校評価の辞意実 ・授業参観等、学校公開の機会を設置 ・保護者や地域へ学校からの積極的な情報発信
---	--	---	--

2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にした授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 児童生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童生徒を一人の人間として尊重し、児童生徒の気持ちを理解し、児童生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 児童生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、児童生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につけさせます。

④ 児童生徒の自浄力を育てます

児童生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童生徒のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における児童生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、児童生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている児童生徒や周りの児童生徒が相談しやすい環境をつくります。

③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報の集約と共有をします。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行くと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び児童生徒指導担当者・支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

② いじめられた児童生徒への支援

- もっとも信頼関係ができている教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた児童生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的行います。

④ 周囲の児童生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじめているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかったことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した児童生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解消するまで学校が主体性を発揮し、解消後も定期的に児童生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態といいます。

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なおこの調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

6 令和8年度 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】（校務分掌に位置付ける）

校長、教頭、総括教諭

学年主任（7名）、児童支援部会（支援教育コーディネーター）

支援教育コーディネーター

教育相談担当（支援教育コーディネーター）（養護教諭）（特別支援級主任）

スクールカウンセラー（小・高は要請による派遣）、

スクールソーシャルワーカー（要請による派遣）

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証・・・・・・・・（校長）
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成・・・・・・・・（教務 支援教育コーディネーター）
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営・・・・・・・・（支援教育コーディネーター 教務）
- ・いじめ問題に関する資料の管理・・・・・・・・（支援教育コーディネーター）
- ・道徳教育との連携・・・・・・・・（児童支援部会担当）
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し・・・・・・・・（防止対策会議）

【教育相談】

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成

（支援教育コーディネーター 児童支援部会担当 1年から6年・特別支援級担当者）

- ・相談室窓口、相談室の管理、運営・・・・・・・・（支援教育コーディネーター 養護教諭）
- ・スクールカウンセラーとの連携・・・・・・・・（支援教育コーディネーター）

【児童・保護者・地域との連携】

- ・児童運営委員会・代表委員会との連携・・・・・・・・（教務 特別活動部会主任）
- ・PTAとの連携・・・・・・・・（教頭 教務）
- ・地域教育会議との連携・・・・・・・・（地域教育会議担当4名）

【関係機関との連携】

- ・警察との連携・・・・・・・・（支援教育コーディネーター 教頭）
- ・児童相談所との連携・・・・・・・・（支援教育コーディネーター 教頭）

7 令和8年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活 動 内 容（校内いじめ防止対策会議・児童生徒指導部会・職員会議等）
4	・基本方針・重点目標の確認・構成員の確認・役割分担 ・年間指導計画確認 ・教育相談4月30日（木）
5	・第1回共生＊共育プログラム効果測定の実施 ・いじめ未然防止、早期発見・早期対応方法等についての研修 ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・かわさき共生＊共育プログラムの取組について（年間計画）・教育相談5月8日（金）
6	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第1回学校生活アンケート実施 ・いじめ防止ポスターの募集（川崎警察署と協力） 【児童生徒指導点検強化月間】の取組 ※必ず記載する。 （具体的な内容→異学年・同学年との関係づくりの促進） ・教育相談6月19日（金）
7	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第1回学校生活アンケート集約について ・第1回学校生活アンケート結果を受けての対応について ・夏休み期間中の対応確認 ・教育相談7月13日（月）
8	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・いじめ防止対策に関する研修会
9	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第2回共生＊共育プログラム効果測定の実施 ・夏休み明け面談による教育相談週間の実施 ・前期の反省及びまとめと後期の具体的な取組の確認
10	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第2回学校生活アンケート実施に向けた内容検討 ・教育相談10月16日（金）
11	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・児童会による「いじめ防止・暴力キャンペーン」 ・第2回学校生活アンケートの実施 ・教育相談11月6日（金）
12	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認・SNS安全教室実施 ・面談による教育相談週間の実施・「SOSの出し方・受け止め方教育」の授業実践
1	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第3回共生＊共育プログラム効果測定の実施 ・第2回学校生活アンケート結果を受けての対応について ・教育相談1月19日（火）
2	【学校体制振り返り月間】の取組 ※必ず記載する。 （児童指導・活動部会を中心に、各クラスの児童の様子の把握・反省） ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・今年度の反省→学校評価への反映 ・教育相談2月15日（月）
3	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・来年度に向けての基本方針の見直し

◎本校のいじめ防止に向けた取組

教育相談や児童支援グループ会議による児童理解

- ・教育相談担当（３名）により、いつでも相談を受け入れる体制の確立
- ・教育相談窓口の保護者への周知
- ・児童支援グループ会議による、いじめ等、問題の早期発見・早期対応
- ・児童指導・支援部会、児童指導・支援全体会による、児童の情報交換と共通理解
- ・かわさき共生＊共育効果測定を活用した児童理解と児童指導（年３回実施）
- ・学校生活アンケートの実施による児童の実態把握

連携による児童指導体制

- ・特別支援教育校内委員会、特別支援教育部会との連携により、特別支援級児童及び個別の支援が必要な児童への理解と対応を図る。
- ・特別活動部会との連携により、児童会や委員会活動を通して、児童が自主的に取り組める活動への意欲を高める。
- ・研究推進委員会との連携により「みんながわかる授業」づくりを通して、児童が安心して学校生活を送れるようにする。
- ・関係諸機関との連携により、学校だけでの対応が難しいケースについても適切な対応が図れるようにする。

○川崎区役所地域支援課・児童家庭課 ○川崎市教育委員会川崎区・教育担当 ＳＳＷ
○川崎市発達相談支援センター ○川崎市南部児童相談所 等

児童の活動を中心とした取組

- ・全校集会での呼びかけや人間関係づくりのレクリエーション活動
- ・児童会によるあいさつ運動や委員会活動のクリーン運動
- ・なかよし活動によるたてわり活動
- ・総合的な学習の時間の「弟子入り体験」等による地域との交流
- ・委員会活動（花いっぱい運動、飼育活動、ペットボトルキャップ収集、赤い羽根募金）
- ・小中連携活動（体験入学、部活体験、中学生の合唱鑑賞）
- ・幼保小連携活動（体験入学と学校案内）
- ・土曜参観とふれあい広場による地域との交流活動
- ・いじめ防止キャンペーンの実施（標語やポスターの作成）
- ・学校教育推進会議での児童会の提案と発表

保護者の取組

- ・ふれあい広場・広報誌での呼びかけ

地域住民との取組

- ・地域での見守り活動のお願い
- ・地域教育会議と連携した活動